

# 木造住宅の耐震診断・改修の費用を支援します



町では、耐震診断や耐震改修を行う際の費用について補助を行っています。

昨今、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないとされており、このような大規模な地震が発生した場合、特に昭和56年以前に建てられた住宅は、旧耐震基準によって建築されているため、倒壊などの大きな被害を受ける可能性があります。

大地震はいつどこで起こるかわかりません。家族の命や財産を守るために、住家を耐震化しましょう。

事業名	補助条件および補助限度額	
木造住宅耐震診断等促進事業	<p>【一般診断法】昭和56年6月より前に着工された在来軸組構法または枠組壁工法による一戸建て住宅の一般耐震診断および補強プラン作成に要する費用の一部を補助します。</p> <p><b>自己負担額 1万円</b></p>	
	<p>【伝統耐震診断法】伝統的構法により建てられた一戸建て住宅の古民家鑑定、床下インスペクション、伝統耐震診断、補強プラン作成に要する費用の一部を補助します。</p> <p><b>自己負担額 6万1,600円</b></p>	
木造住宅耐震改修促進事業	<p>耐震診断事業の結果、診断評点が1.0未満と判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用を補助します。</p> <p><b>補助限度額 140万円</b> (工事費の8/10以内)</p>	
	<p>補強プランの変更を行う場合 (※1)</p> <p><b>補助限度額 150万円</b> (工事費の8/10以内)</p>	拡充
	<p>高齢者世帯の場合 (※2)</p> <p><b>補助限度額 175万円</b> (工事費の10/10以内)</p>	拡充
	<p>住宅を除去する場合 (※3)</p> <p><b>補助限度額 30万円</b> (工事費の23/100以内)</p>	新規
伝統的な古民家耐震改修促進事業	<p>耐震診断事業の結果、診断評点が1.0未満と判定された伝統的な古民家の耐震改修に要する費用を補助します。</p> <p><b>補助限度額 190万円</b> (工事費の8/10以内)</p>	
	<p>補強プランの変更を行う場合 (※1)</p> <p><b>補助限度額 200万円</b> (工事費の8/10以内)</p>	拡充
	<p>住宅を除去する場合 (※2)</p> <p><b>補助限度額 237万5千円</b> (工事費の10/10以内)</p>	拡充

- ※1 診断評点1.0以上、0.7以上、特定居室のみ1.5以上の3つ補強計画間内での変更に限る(例:診断評点1.0以上から0.7以上の補強計画に変更)。
- ※2 65歳以上の者のみが居住する世帯(65歳以上の者の配偶者が同居している場合を除く)。
- ※3 前年度以前に耐震診断(伝統診断法を含む)を受けた住宅に限る(過去に町の耐震改修補助を受けた住宅は除く)。

■ 申込み・問合せ 建設整備課 ☎ 0778-47-8003